

シンガポール法律コラム

第21回 シンガポールの贈収賄規制について

2025年8月

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール法・日本法・アメリカNY州法弁護士

栗田 哲郎

競争法プラクティスグループリーダー

日本法弁護士 鳴原 洋平

みなさん、こんにちは One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC)です。今回は、シンガポールにおける贈収賄規制の概要、適用の実例、そして企業に求められる対応策についてご説明いたします。

1. シンガポールにおける贈収賄の法的枠組み

シンガポールでは、刑法 (Penal Code) や汚職防止法 (Prevention of Corruption Act) によって、贈収賄行為が規制されています。



シンガポールでは贈収賄に対する取締りが非常に厳格です。特に民間企業間の贈収賄も汚職防止法により処罰対象となるため、日本と異なり「民民間なら大丈夫」という発想は通用しません。また、規制対象となる「謝礼」 (Gratification) について、資産の増加、雇用や契約の獲得、負債の減少、不利益処分の減免などいかなる有利な役務の提供をも含むと規定されており、広く規制対象となりますので、最新の注意が必要です。また、シンガポール国外の行為であっても、シンガポール人・PR・企業が関与していれば摘発対象となる可能性があります。

万が一、汚職防止法違反をおこなった場合、5年（公務員の場合は7年）以下の懲役、10万シンガポールドル以下の罰金、またはその併科が科されます。違反行為を行なった個人が、会社を代表して行為を行なっていた場合、従業員が犯した犯罪につき、会社が責任を負う場合もあります。

2. シンガポールにおける贈収賄事例

シンガポールでは、贈収賄に対する規制が極めて厳格に運用されており、民間企業の役職員や高官に対しても、違反があれば起訴・処罰が行われています。以下の最近の事例はその象徴です。

(1) Keppel Offshore & Marine 事件 (2017年)

2017年12月、シンガポールの大手海洋エンジニアリング企業である Keppel Offshore & Marine (Keppel O&M) は、ブラジルでの贈賄スキームに関与したとして、米国、ブラジル、シンガポールの当局から総額 4億 2200万米ドルの制裁金を科されました。Keppel O&M の子会社は、ブラジルの国営石油会社 Petrobras の役員や政治家に対して、約 5500万米ドルの賄賂を支払い、契約を不正に獲得していたことが明らかとなりました。この事件は、シンガポール企業による海

外での贈賄行為に対しても厳格な責任が問われる事を示すとともに、複数国による協調的な国際執行の重要な先例とされています。

この事件では、複数年にわたり、体系的かつ継続的に贈賄が行われていたことが明らかとなりました。企業がこのようなリスクに対応するには、形式的な規程整備にとどまらず、実効性のあるコンプライアンスプログラムと経営陣の強い関与が不可欠です。

(2) 元運輸大臣 S・イスワラン氏の事件（2024年）

イスワラン氏は、F1チケットや高級ホテル宿泊など総額 40 万 SGD 超の不正利益を受領したとして起訴され、有罪判決（禁錮 12 か月）を受けました。

注目すべきは、判事が検察側の求刑 6-7 ヶ月を上回る 12 か月の禁錮刑を言い渡したことです。これは、裁判所がこの事件を極めて重大に捉え、シンガポールの公共部門の誠実性を維持するために、強いメッセージを発する必要があると判断したことを示しています。閣僚経験者に対する実刑判決は極めて異例であり、シンガポール当局の姿勢の厳格さが注目されました。

3. シンガポール汚職調査局（CPIB）の 4 要素と企業に求められる体制

シンガポール汚職調査局である Corrupt Practices Investigation Bureau (CPIB) は「PACT: A Practical Anti-Corruption Guide for Businesses in Singapore」において、贈収賄防止のための以下の 4 つのガイド（PACT: PLEDGE（誓約）、ASSESS（評価）、CONTROL & COMMUNICATE（統制と伝達）、TRACK（追跡調査））を公表しております。

1. PLEDGE：企業上層部による徹底した汚職対策に務めるべきであり、反汚職に関するポリシーや会社の行動規範の作成、従業員への周知徹底が推奨されます。
2. ASSESS：従業員個人の利益と会社の利益が相反する場合の申告義務を設定する等、企業内での定期的なリスク評価が推奨されます。
3. CONTROL & COMMUNICATE：正確な帳簿や会計記録を作成し、社内外の定期的な監査、内部通告制度の策定が推奨されます。
4. TRACK：（主に会社の組織再編や業務拡大のタイミングで）社内の汚職対策が十分か否かについての調査が推奨されます。

企業がこれらのガイドに基づいた体制を整備することで、万が一贈収賄事件が発生した場合でも、組織としての責任を軽減・回避できる可能性があります。以上を踏まえ、対応策や留意点を下記のように挙げることができます。

- ・ 反汚職に関するポリシーや会社の行動規範の作成（贈答品や接待の社内ルール化）：一定金額以上の贈答は事前承認制とする、あるいはすべての贈答は禁止するなど、具体的な運用基準を定めましょう。
- ・ 第三者の関与に注意：コンサルタント等を通じた贈賄も違法行為として摘発対象となります。
- ・ 内部通報制度の整備と教育：通報者の匿名性と保護を確保し、通報制度を実効性あるものとする必要があります。

4. 国境を越えた贈収賄規制の適用と企業の注意点

シンガポールにおける贈収賄規制は、国内法としての適用にとどまらず、国外で行われた贈収賄行為にも一定の条件下で適用され得ます。たとえば、シンガポール国民またはシンガポールで登記された法人が国外で贈収賄を行った場合、汚職防止法はこれを処罰の対象とします。さらに、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）など他国法令との連携による国際的な捜査・摘発が行われることもあります。Keppel 事件はまさ

にその典型であり、米国・ブラジル・シンガポールの3カ国が共同で捜査・処分を行った例として、企業の国際的責任の重さを示しています。

5. 最後に：まとめと企業に求められる実務対応

今回は、贈収賄規制についてまとめました。シンガポールでは、贈収賄規制の執行が厳格であり、企業活動のあらゆる場面で法令遵守が求められます。企業としては、社内教育と内部統制体制の徹底により、贈収賄リスクを未然に防止することが最も効果的な対策です。万一、不正の疑いがある場合には、早期に法務部門や外部専門家へ相談することが重要です。

次回は、国際仲裁についてご説明いたします。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife（シンガライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニュースレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>

	<p>栗田 哲郎 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY州法弁護士 日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。 tetsuo.kurita@oneasia.legal +65 8183 5114</p>
---	--



鳴原 洋平 (Yohei Shigihara)

競争法プラクティスグループリーダー

弁護士（日本法）／シンガポール・東京オフィス兼務

弁護士登録後、M&A やビジネス法務を主要業務とする東京の法律事務所等にて合計約 5 年間アソシエイト弁護士として勤務後、東京銀座の法律事務所で、パートナー弁護士として 2 年間勤務。

日本法に関する戦略的な法務アドバイス、訴訟対応、日本、中国、香港、東南アジア等のアジア全域の法務に従事し、クロスボーダーM&A やアジア進出・展開・統括に関するアドバイスを提供している。

また、小型船舶 1 級免許を保持し、海事補佐人として登録し、海難事故対応、海事ビジネスに対する継続的なアドバイス、当局との対応等を行なっている。

yohei.shigihara@oneasia.legal